

あなたの収入月額を計算してみましょう。

この表であなたの世帯の収入月額を計算してみてください。

世帯の所得額	区分	ア(1人目)	イ(2人目)	ウ(3人目)	計
収入のある方が1人の場合は「ア」欄のみ記入し、2人以上は「イ」以降に記入してください。	所得金額 (注2)				A(ア+イ+ウ) 円
扶養親族控除額	380,000円 × [] 人 =				B 円
特別控除額 特別控除に該当する場合のみ記入してください。	あ				C(あ+い+う) 円
	い				
	う				
世帯の年間所得額 (A - B - C)					D 円
世帯の収入月額 (D ÷ 12)					円

注2:源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、又は所得税確定申告書の「所得金額欄の合計5」の金額

※所得計算上の注意点

収入とは	(1) 給与等による収入…給料、賃金、ボーナスなどの収入をいいます。 例えば、会社員、店員、パート、事業専従者等の収入をいいます。 (2) 事業等による収入…事業所得、利子所得、配当所得、雑所得(公的年金を含む)などの所得をいいます。例えば、自営業、サービス業、外交員などの収入をいいます。
収入としないもの	(1) 次の収入は0円とし、収入とはなりません。 ・ 仕送り ・ 失業給付金 ・ 労災保険の各種給付金 ・ 生活保護の各種扶助料 ・ その他法律により非課税とされている所得(障害年金・遺族年金・福祉年金等) ・ 入居関係書類提出時点で退職し、その後も無収入の方
世帯に収入のある方が2人以上いる場合	入居する方のうち、 所得のある方全員分の所得金額 を個別に算出して 合算 します
家族数とは	家族数 = 申込本人 + 同居親族数 + 入居しないが申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族数(別居扶養親族数)
別居扶養親族とは	所得税法に基づいた扶養親族数をいい、単に仕送りしているというだけでは該当なりません。

〔給与所得控除額の算出方法〕

収入金額	給与所得控除額
180万円以下の場合	収入金額 × 40% (この金額が65万円に満たない場合は65万円)
180万円超360万円以下	(収入金額 × 30%) + 18万円
360万円超660万円以下	(収入金額 × 20%) + 54万円
660万円超1,000万円以下	(収入金額 × 10%) + 120万円

例: 給与収入が300万円の場合 300万円 × 30% + 18万円 = 108万円

このため、給与所得の金額は、収入金額から上記の金額を控除して、300万円 - 108万円 = 192万円となります。

[公的年金等控除額の算出方法]

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等控除額
65歳以上の人	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	(収入金額)×25%+37万5千円
	410万円超770万円以下	(収入金額)×15%+78万5千円
65歳未満の人	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	(収入金額)×25%+37万5千円
	410万円超770万円以下	(収入金額)×15%+78万5千円

例: 65歳の人で公的年金等の収入金額が300万円の場合、雑所得の金額は収入金額から公的年金控除額を控除して
300万円-120万円=180万円となります。

各種控除金額について

* 世帯の所得金額から次の控除金額を差引いてください。

控除の種類	控除金額	控除を受けられる人	備考
扶養親族控除	1人につき 38万円	申込者本人を除く、同居しようとする親族の方、所得税法上の遠隔地扶養の対象となっている方 (収入の有無に関わらず控除されます)	必ず控除してください

老人扶養控除	1人につき 10万円	申込の時、所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で 70歳以上 の方(年間所得金額38万円以下)	
特定扶養控除	1人につき 25万円	申込の時、所得税法上の扶養親族のうち、 16歳以上23歳未満 の方(年間所得金額38万円以下)	
障害者控除	1人につき 27万円	申込者や扶養親族で、身体障害者手帳(3~6級)、精神障害者保健福祉手帳(2級か3級)又は療育手帳(B級)を持っている方	これらを重複して受けることはできません。
特別障害者控除	1人につき 40万円	身体障害者手帳(1~2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)又は療養手帳(A級)を持っている方	
寡婦控除	1人につき 27万円 まで	申込者本人又は同居親族で、夫と死別もしくは離婚をし、その後再婚していない女性で ア. 扶養親族又はその他生計を同じにする子(年間所得金額38万円以下)がいる イ. 年間所得金額が500万円以下 夫と 死別 した後再婚していない方で、所得金額が500万円以下の方は、 扶養親族の有無は要件となっておりません。	あてはまる方に所得がある時に限り、控除出来ます。ただし、その所得が控除金額に満たない場合は、その所得金額のみ控除出来ます。
寡夫控除	1人につき 27万円 まで	申込者本人又は同居親族で、妻と死別もしくは離婚をし、その後再婚していない男性で ア. 生計を同じにする子(年間所得金額38万円以下)がいる イ. 年間所得金額が500万円以下	

《各所得額の見方》

源泉徴収票の所得額

確定申告書の所得額